

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 職場における熱中症対策の強化



施行日：2025年6月1日



法案 成立済 施行済



労働安全衛生法施行規則

2025年6月1日に、労働安全衛生規則が改正施行される。この改正は、夏季の気温および職場における熱中症死傷者数が近年増加傾向にあることを受け、事業者に対して、熱中症予防や迅速かつ適切な対処を新たに求めるものである。本改正により、職場における熱中症のおそれがある労働者の早期発見や重篤化を防止するための「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられる。具体的な義務の内容は、以下の通りである。

現場における必要な対応

**対象の作業：WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境下で
連続1時間以上または1日4時間を超えて実施が見込まれるもの**

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための**体制整備**および**関係作業員への周知**
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断を可能とするための、以下の**手順作成**や**関係者への周知**
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化防止に必要な措置

対応が不十分な場合、労働者の生命に影響を及ぼし兼ねないことはもちろん、法律違反による罰則（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金）や、労働基準監督署からの是正勧告・指導に至る可能性がある。また、職場での熱中症が労働災害と認定された場合、企業は安全配慮義務違反による損害賠償を負わなければならない可能性がある。

なお、在宅勤務の場合、原則として自宅の室内環境や作業時間を労働者自身に委ねられ、事業者によるWBGTや気温の測定や管理が難しいことから、この法改正の適用外と見なされることが想定される。しかし、「社宅入居が義務だが空調設備がない」など、労働者の意に反して在宅勤務環境が整備できない状況で体調不良が生じた場合、労災認定や安衛法違反とは別に、企業側の民事責任が問われるおそれがある。したがって、作業場所を問わず、作業環境の把握や管理をすることが望ましい。

【図表引用元：厚生労働省／職場における熱中症対策の強化について】

https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2025-0418-7_pamphlet.pdf

【参考：厚生労働省／中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者・現場作業員向け働く人の今すぐ使える熱中症ガイド】

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

▼ 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。